

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の災害リスクを分析するうえで、最初に本市の地理的・地形的特性について少し触れる。本市は、東京から約270km、大阪から約140km、名古屋から約30kmの距離にあり、我が国中央の岐阜県西部、木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）により作られた濃尾平野の北端に位置している。市の東部および北部は、古生層の上に洪積層・沖積層が累積し、南部は、一帯が新世層で第三期層とローム層を含む沖積層によって構成される。

市の中央部から東北部にかけて、稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部とに区分され、南部は境川、荒田川、論田川、大江川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路がある。北部は、伊自良川、鳥羽川、板屋川、根尾川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路があり、地勢は1000分1の傾斜をなし、これら支派川等の流水は平常時においては長良川に自然流下する。

【岐阜市の河川】



図2 岐阜市の河川

(出典：岐阜市国土強靱化地域計画)

② 地震

(海溝型地震)

海溝型である南海トラフの地震は、M8～9クラスの地震が今後30年以内に60%～90%程度以上の確率で発生すると言われている。

(内陸直下型地震)

岐阜県では明治24年の濃尾大震災の経験から、内陸直下型地震の断層近傍で甚大な被害が予想されており、岐阜市に最も近い断層帯として、養老-桑名-四日市断層帯が挙げられる。

【主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和6年（2024年1月1日））】

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注2)		地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注3)	平均活動間隔
		ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
養老-桑名-四日市断層帯	8程度	Aランク	黄色	注1) 90%～0.8%	注2) 90%～1%	注3) 90%～3%	0.2～0.6	1,400～1,900年 13世紀以後-16世紀以前

(出典：地震調査研究推進本部)

(岐阜市における震度予測)

「岐阜市災害被害想定調査」及び岐阜県の「内陸直下地震における震度分析解析・被害想定調査」では次のように記載がされている。

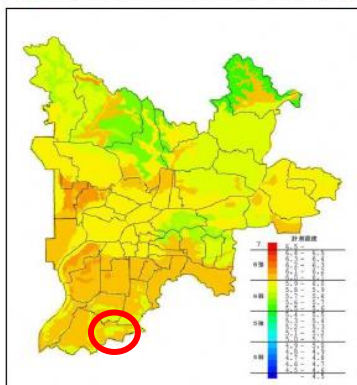
【南海トラフの巨大地震】

市内における震度の予測結果は、震度5強～6強と予測される。ただし、地震予測の結果は、各地点の平均的な揺れを予測したものであり、この結果には、計測震度で±0.2程度の揺れ幅があることが知られている。

また、海溝型である南海トラフの巨大地震は、強震継続時間が非常に長いため、建物倒壊などの被害予測には、この影響を考慮する必要がある。

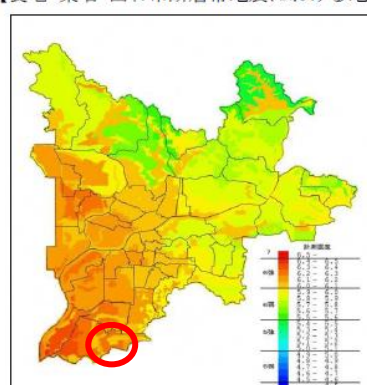
更に、液状化危険度については、地震動の強い揺れに加えて、継続時間の影響により市内南部のほぼ全域が液状化の可能性が高いと予想されている。

【南海トラフの巨大地震における地震動予測図（計測震度）】



(出典：岐阜市災害被害想定調査)

【養老-桑名-四日市断層帯地震における地震動予測図（計測震度）】



(出典：岐阜市災害被害想定調査)

【養老-桑名-四日市断層帯地震】

市内における震度の予測結果は、震度6弱～6強と予測される。震源に近い南西部に震度6強の範囲が多く分布する。内陸直下型であるため、継続時間は比較的短い、海溝型よりも強い揺れが予測される地点がある。液状化の危険度については、南海トラフの巨大地震に比べると液状化

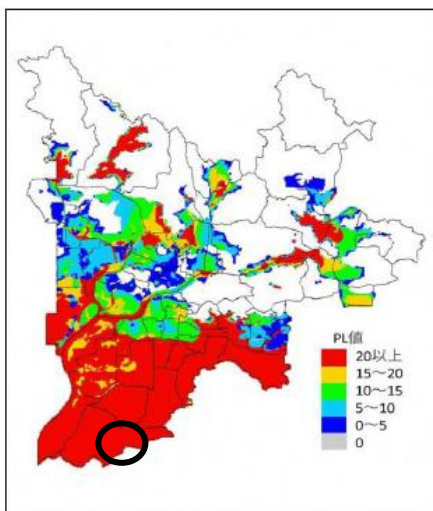
の可能性が高い範囲は少ない。

【揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震】

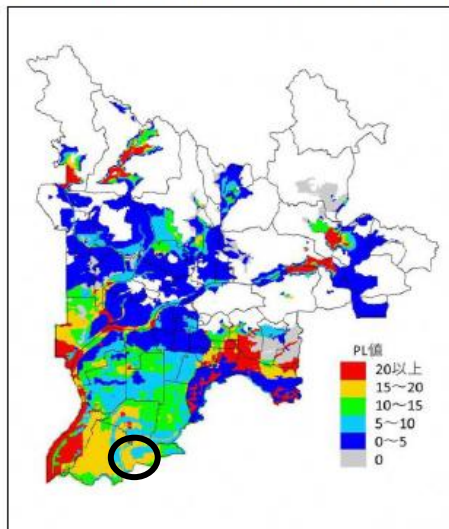
市内における震度の予測結果は、震度6強～7と予測される。市南部では、一部震度6弱であるが、ほとんどの地域で震度6強が分布しており、震源に近い北東部で震度7が予測される地域が分布する。

内陸直下型であるため、継続時間は比較的短い、海溝型よりも強い揺れが予測される地点がある。市内の人口比率にして最大震度7が1%、震度6強が90%、震度6弱が9%影響を受けると予想される。液状化危険度については、南海トラフ巨大地震に比べると、液状化の可能性が高い範囲は少ない。

【南海トラフの巨大地震における液状化危険度予測図】 【養老-桑名-四日市断層帯地震における液状化危険度予測図】



(出典：岐阜市災害被害想定調査)

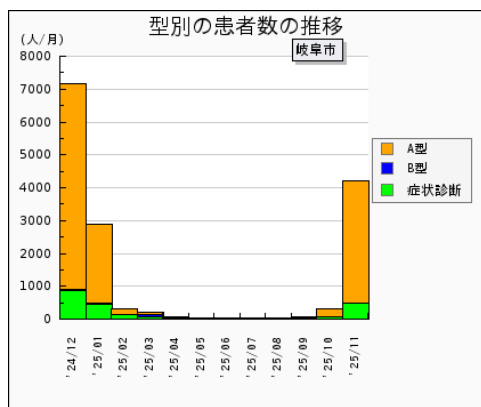


(出典：岐阜市災害被害想定調査)

③ 感染症

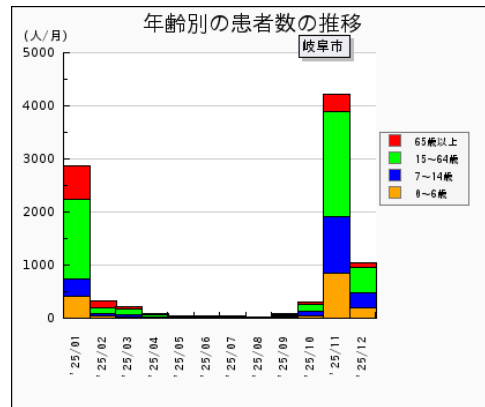
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返す。罹患したときには重症化するおそれがある。新型コロナウイルス（COVID-19）については5類感染症に移行され季節にばらつきはあるが感染者はいまだ多く存在している。発生時には国家の危機管理として対応することになっており、岐阜市でも多くの市民の生命および健康に重大な影響を与えるため、市民生活や経済に与える影響を最小にするための対策を行っている。

【岐阜市内における1年間の型別のインフルエンザ患者数の推移】



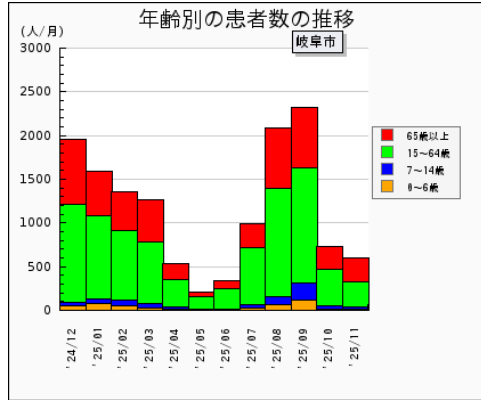
出典:岐阜県医師会「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス」

【岐阜市内における1年間の年齢別のインフルエンザ患者数の推移】



出典:岐阜県医師会「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス」

【岐阜市内における1年間の年齢別の新型コロナウイルス感染症患者】



出典:岐阜県医師会「岐阜県リアルタイム感染症サポータル」

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 740人 ・小規模事業者数 471人

業種		商工業者数	小規模事業者数
商 工 業 者	農林漁業	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
	建設業	49	45
	製造業	88	76
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	情報通信業	2	1
	運輸業、郵便業	49	22
	卸売業、小売業	228	98
	金融業、保険業	14	14
	不動産業、物品賃貸業	48	47
	学術研究、専門・技術サービス業	14	12
	宿泊業、飲食サービス業	107	53
	生活関連サービス業、娯楽業	69	57
	教育・学習支援業	30	20
	医療、福祉	12	12
	複合サービス業	2	0
その他サービス業	28	14	
合 計		740	471

(出典:令和3年度経済センサス活動調査)

(商工業集積とその特徴)

・蓮池周辺の商業地域 (東西のショッピングセンターと連携した商業ベルト地区)

岐阜市柳津町地域には、大手のショッピングセンターが2軒(イオン柳津店、イトーヨーカドー岐阜柳津店)ある。これらの大型商業施設への集客とともに、同直線上を進む県道154号線(笠松墨俣線)の蓮池地域周辺には、飲食店や物販店などが数多く集積している。

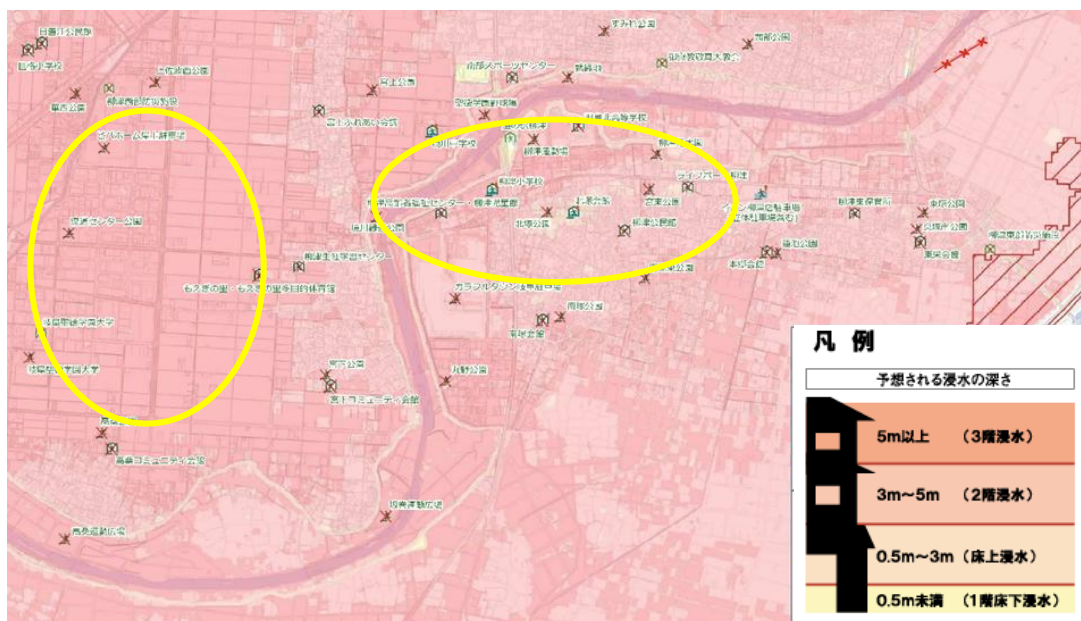
- ・佐波周辺の流通センター地域（トラックターミナルを中心とした流通地区）

柳津町地域の西部地域には、岐阜県が岐阜羽島インターチェンジへのアクセスの容易さを踏まえ、昭和40年代から物流拠点として開発してきた流通センターである。

今では、大手のトラック運送業者だけでなく、ファッション系、IT系、オフィス家具系など様々な業種の大型流通施設が集積している。この流通センター地域には、大型のホームセンターをコアテナントとした商業エリアも開発され、柳津町地域の西の生活拠点としても発展している。

- ・岐阜市では、「岐阜市ものづくり産業等集積地計画」を策定し、柳津を含む3つの地域を産業集積地として整備している。特に柳津地域は、岐阜流通業務団地に近接し、主要物流道路の国道21号や名神高速道路岐阜羽島インターチェンジへのアクセスが良好である上、市街地に近く、製造業や物流業など、これまでに4社の進出企業と立地協定を締結している。

洪水ハザードマップ（長良川）南部版によると、商業地域及び流通センター地域のほぼ100%の範囲で0.5m～5mの浸水が予想されている。



(3) これまでの取組

①岐阜市の取組

- ・防災計画の策定（岐阜市地域防災計画は「一般対策計画」編と「地震対策計画」編の両計画をもって構成、直近では令和6年3月26日に改訂）
- ・総合防災訓練の実施（年1回実施、直近では令和6年3月に実施）
- ・防災備品の備蓄（柳津町内）

災害応急対策用資機材（防災備蓄倉庫及び防災資機材保有状況）

令和7年4月1日現在

災害備品	柳津東部 防災施設	柳津中部 防災施設	柳津西部 防災施設	合 計
設置年月日	H 9	H 9	H 9	
ハンドマイク		4		4
救命ボート		4	1	5
救命胴衣		24		24
テント		2		2
毛布	34		34	68
防雨シート	20	1,393	20	1,433
炊飯装置 393		1		1
コードリール		9		9
ハイジャッキ		1		1
担架		6		6
スコップ	40	55	40	135
バール	6	32	6	44

災害備品	柳津東部 防災施設	柳津中部 防災施設	柳津西部 防災施設	合 計
鳶口		6		6
掛矢		3		3
のこぎり	10	16	10	36

災害用備蓄品（学校・施設）

令和7年4月1日現在

施設名		柳津小学校	境川中学校	もえぎの里	合 計
備蓄場所		柳津中部防災施設、防災倉庫、公民館	南舎2階東倉庫 防災倉庫	体育館倉庫	
災害備蓄品					
クラッカー	食	1,380			1,380
栄養機能食品	食	1,360			1,380
アルファ米	きのこごはん等	食 650	600	1,000	2,250
	わかめごはん	食 550	600	1,000	2,150
	五目ごはん等	食 700	600	1,000	2,300
	おかゆ	食 700			700
保存飲料水	L	792	948		1,740
毛布	枚	8,200	9,400	3,000	20,600
子供用	おむつSサイズ	枚 86			86
	おむつMサイズ	枚 208			208
	おむつLサイズ	枚 440			440
大人用	おむつSサイズ	枚 170			170
	おむつMサイズ	枚 180			180
	おむつLサイズ	枚 156			156

生理用品	枚	1,412			1,412
歯ブラシ	本	1,760			1,760
感染対策資機材セット	セット	1			1
感染対策清掃キット	セット	1			1
マスク	枚	2,500			2,500
ペーパータオル	箱	4			4
弾性 ストッキング	Sサイズ	足	15		15
	Mサイズ	足	15		15
簡易トイレ便袋付	セット	60	25		85
簡易トイレ処理袋	枚	1,400	800		2,200
肘掛付簡易トイレ便袋付	セット	3	2		5
固液分離型トイレ	基		7		7
男性用小便器	基	3	2		5
要配慮者用トイレ	基	1			1
トイレットペーパー	ロール	576	384		960
汚物圧縮保管袋	枚	90	40		130

災害備蓄品		柳津小学校	境川中学校	もえぎの里	合計
汚物圧縮保管袋収納BOX	個	4	4		8
汚物圧縮保管袋空気抜き専用ポンプ	個	4	4		8
おしりふき	袋	12			12
マンホールトイレ等	基	5		5	10
マンホール用 テント	シングル	張	3		3
	ダブル	張	2		2
個室テント	室	9	9		18
屋内型避難所用テント	室	104	210		314
間仕切り	段ボール	室	36		36
	ナイロン	室	30		30
ワンタッチパーテーション	室	12			12
フィルムパーテーション	台	2			2
簡易ベッド	台	12			12
避難所用マット(ロールマット)	本	7	6		13
避難所開設セット	セット	1			1
ブルーシート	枚	25			25
発動 発電機	ガソリン	台	2	1	3
	ガス	台	1	1	2
投光器セット	セット	5	3		8
コードリール	台	4	3		7
保存用ガソリン缶	L	28	12		40
カセットガス	本	48	48		96
ハイジャッキ	台	1			1

炊飯装置	台	1	1	2
救急医療セット	セット	1		1
LPG調整器（調整器・ホース）	セット	1	1	2
リヤカー	台	10	5	15
災害救助用資機材セット	セット	10		10
携帯電話充電器	機	3		3
災害用浄水機	台	1		1
給水用水そう	個	1		1
給水容器	個	3		3

②本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（管内の中小企業、小規模事業者に対し中小企業庁発行の広報冊子を巡回時あるいは窓口にて配布）
- ・ビジネス総合保険制度等保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、トランシーバー、懐中電灯、予備電池、非常食3日分等）の備蓄
- ・岐南町商工会、笠松町商工会と当会での共同開催による職員向けのBCPセミナーを実施し、支援スキルの向上を図った。（令和7年8月5日実施、出席者7名内当会1名参加）
- ・岐南町商工会、笠松町商工会と当会での共同開催による事業者向けのBCPセミナーを開催し、事業者のBCP計画策定へ繋げた。（令和7年9月29日実施、出席者10名内当会1名参加）
- ・柳津町商工会のBCP計画（令和8年度～令和12年度）を策定した。

II 課題

（1）事業者の防災・減災・感染症対策について

地区内の小規模事業者の防災・減災・感染症対策に対する意識は巡回指導時に啓発、指導をしており以前よりは高まっているものの、事業者BCPの策定など、事前対策の取組が進んでいる事業者は、依然中規模以上の事業者の一部にとどまっている状況である。

（2）商工会の支援体制について

事業継続力強化支援を進めるにあたり、職員を対象としたBCPセミナーを実施し、スキルアップを図っている。それでも保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCPの計画策定など、防災・減災・感染症対策に関する知識やノウハウ等が不足しているが、令和7年6月に職員が中小企業災害対応力強靱化事業職員向け研修会に参加することにより全職員のスキルの底上げを行うなど、効果的な事業者支援体制の構築を図っている。

（3）商工会自身の事業継続について

本会では、事業継続計画を策定しており、災害等の緊急時に事務局において事業継続にかかる体制は整備したものの、マニュアルは具体化されておらず、発災後の対応事項等が明確になっていない。

また、感染症発生時には、分散出勤やリモートワークにより人的リソースが減少することに伴い、職員間のコミュニケーション不足や情報共有の遅れが生じやすいため、事業者ニーズへの柔軟な対応が困難になることが想定される。

（4）市と商工会との連携について

発災時の具体的な連絡体制については確認したものの、復旧支援にかかる連携体制が構

築されていない。

Ⅲ 目標

近年、地震・水害等の自然災害及び新型コロナウイルス等の感染症が全国各地で数多く発生しており、岐阜市においても様々な災害が想定される。市商工課と本会が連携しながら、大規模災害発生時においても、早期復旧し事業活動が継続できるよう、中小企業・小規模事業者の経営の強靱化を図ることを目標とし、次の取組を行う。

(1) 事業者の防災・減災・感染症対策について

地区内小規模事業者に対して、巡回指導等により、自然災害のリスクや事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した小規模事業者が具体的な取組を進められるよう、事業者BCP策定セミナー等を通じて、事業者BCP作成にかかる支援を実施する。更に、フォローアップとして、小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認を行う。

(目標件数)

◇事業継続力強化支援 巡回指導件数	年：	30件
◇事業者BCP策定セミナーの開催	年：	1回
◇事業者BCP作成支援事業者数	年：	4事業者
◇事業者BCP作成事業者数	年：	2事業者

(2) 商工会の支援体制について

県下商工会の経営指導員を対象とした研修会を受講し、事業継続力強化支援を進めるにあたって必要な防災・減災対策に関する知識やノウハウ等を習得する。

更に、経営指導員以外の職員もBCPセミナー等へ積極的に参加し、事務所内の情報交換会において、支援ノウハウ等を共有し、職員の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

新入職員に対しては災害対応力強靱化事業職員向け研修の受講を実施しており、引き続きスキルアップを図る。

(3) 商工会自身の事業継続について

本会の事業継続計画に基づき、災害等緊急時には災害対策本部を立ち上げ、人命を最優先として初動対応を行い、事務所内の被害が一定程度落ち着いた段階では、応急対策を行い事務局機能が継続できるよう、具体的なマニュアルを整備する。

また、防災訓練実施時に、事業継続計画の見直しを検討する。

感染症発生時の分散勤務を実施したときに、業務効率を低下させることなく事業を継続するため、効率的な情報共有の方法や業務の優先順位を明確にする。さらに、デジタルツール（グループウェアやオンライン会議ツール）で全員がリアルタイムで業務の進捗や課題を共有、把握できる仕組みを整備する。加えて、定期的なオンラインミーティングを実施することにより、業務の進捗や課題を共有して優先順位を確認する。

(4) 市と商工会との連携について

発災時における連絡体制を円滑に行うため、本会と市商工課との間における被害情報報告ルートを確認したので、発災後、速やかな復旧支援、ひいては復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と岐阜市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和7年2月に改定された「岐阜市地域防災計画」並びに平成26年9月に発表された「岐阜市新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合を図りながら、本会の防災に関し処理すべき事務または業務の大綱について整理し、発災時に混乱なく緊急対応に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 周知啓発

- ・巡回指導時に、ハザードマップや中小企業庁の事業継続力強化計画事業者向けリーフレットを用いながら、事業所立地場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・巡回指導先については、ハザードマップの浸水想定エリア等を踏まえ、自然災害のリスクが高いと想定される事業者から優先的に実施する。
- ・その他、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新たに発生するウイルス性の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型のウイルスによる感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

② セミナー等の開催

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、主に小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催する。

【年間開催予定】セミナー1回

- ・各支援機関や金融機関等と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策の必要性等を説明し、事業者BCP策定の取組への意識付けを行う。
- ・巡回指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、令和8年4月～令和13年3月までの事業継続計画を策定しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1回の定期的な訓練実施と内容の見直しを図る。

(3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県商工会連合会事業の専門家派遣を依頼し、小規模事業者等を対象に普及啓発セミナーを共催する。加えて専門相談を通じてアドバイスをを行うとともに、リスクマネジメントとしての商工会福祉共済の紹介を実施する。
- ・管内に支店を有する十六銀行・大垣共立銀行・岐阜信用金庫・大垣西濃信用金庫との連携は

密接に行っているところであり、普及啓発セミナーの共催やポスター掲示など広報活動の依頼を行う。

(4) フォローアップ

- ・セミナーに参加した事業者や、巡回指導等で事業者BCPの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう支援する。
- ・災害発生リスクが高いものの、事業者BCPを策定していない事業者については、巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者BCPの策定へとつなげていく。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、市商工課担当者と本会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図る。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6.0 の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 自然災害の際の対応

（岐阜市における職員の安否確認）

- ・職員参集システム等により発災後 1 時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否及び出勤可能時間を確認する。

（本会における職員の安否確認）

- ・緊急連絡網による電話や SNS 等により発災後 1 時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否および出勤可能時間を確認する。
- ・感染症について職員の体調確認を随時行うとともに、所内の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、岐阜市における感染症対策本部設置に基づき当会の感染症対策を行う。

（岐阜市と商工会間における連絡方法、情報共有の方法）

- ・発災後 2 時間以内を目途に、市商工課と商工会との間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有する。
- ・連絡方法は、電話連絡を基本とし、必要に応じて FAX、メールを活用する。これらの通信機能が使えない場合は、近距離にある柳津地域振興事務所へ身の安全を確保した上で出向き情報を伝達する。

(2) 応急対策の方針決定

- ・市商工課長と本会参与（不在時の代行者：事務局長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、

職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等。)

- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、市商工課と本会は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
岐阜市	商工課長	商工課係長
柳津町商工会	参与	事務局長

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③本会と市商工課は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

(初動対応)

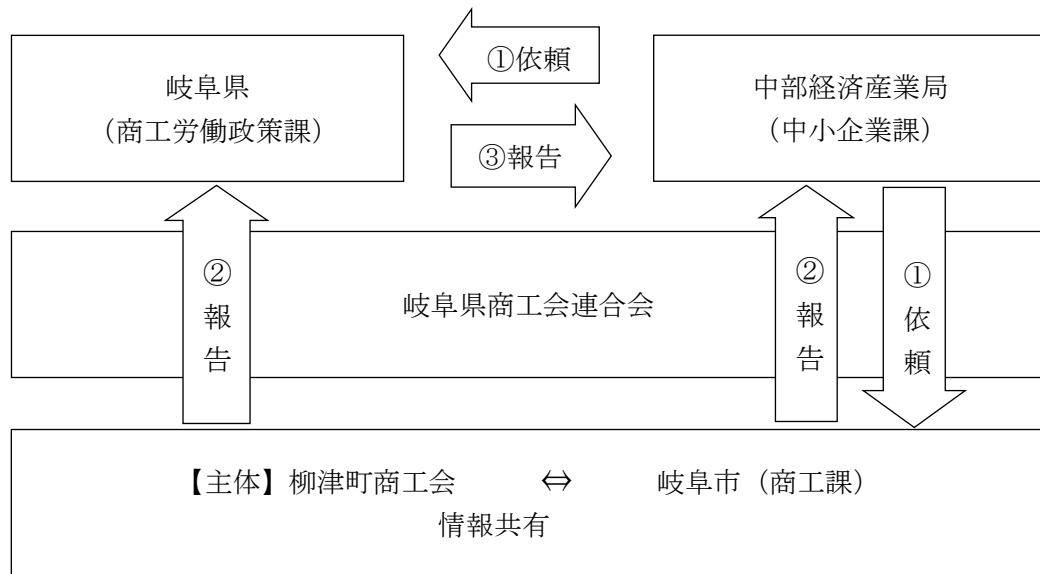
- ・本会と市商工課は、発災後24時間程度を目処に、大規模な被害があるかなど、経済被害の規模感を掴むための大まかな被害概況を確認し情報共有する。
- ・本会と市商工課が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、本会より岐阜県商工会連合会を介して中部経済産業局（中小企業課）及び岐阜県（商工労働政策課）へ報告する。

(被害実態の把握)

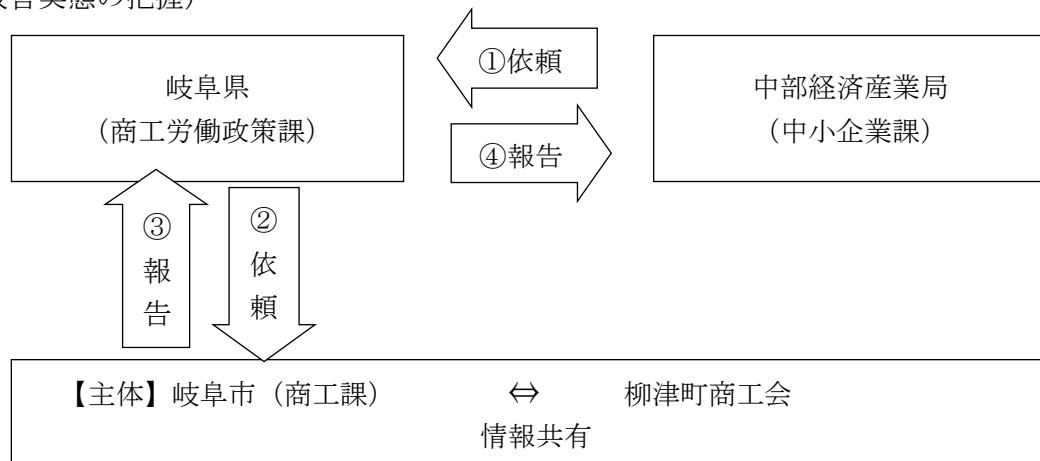
- ・大まかな被害概況の把握の後、発災後5日～1週間程度を目処に、本会は個々の被害事業者に係る事業所名や業種、被害額等について確認し市商工課と情報共有する。
- ・市商工課は調査員及び本会からの報告を受け、商工業関係の被害状況を掌握する。

- ・市商工課と本会が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、市商工課より岐阜県（商工労働政策課）へ報告する。
- ・被害実態の把握に対応して収集した情報は全国商工会連合会の商工会業務災害システムを用いてデータ蓄積を図り、関係機関との共有、報告に活用する。

<被害情報の流れ>
(初動対応)



(被害実態の把握)



岐阜市地域防災計画（一般対策計画）による被害状況の調査責任者の項目には、次のように記載されている。（一部省略）

被害状況の調査は、次に掲げる部において関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て

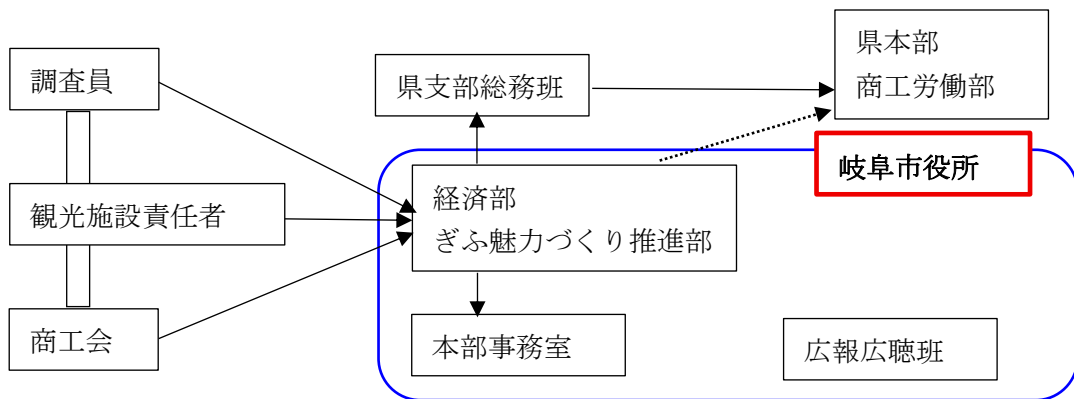
実施する。ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で市単独では調査が困難な場合は、(社)岐阜県測量設計業協会や(公社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等に協力を求めるとともに、県支部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行う。

調査事項	調査実施担当部	協力応援機関	県報告事項等
商工業関係被害	経済部	商工会議所 商工会	商工業関係被害状況の調査、報告
観光施設被害	ぎふ魅力づくり推進部	〃	観光施設被害状況の調査、報告

・商工業及び観光施設被害状況の調査、報告

商工業及び観光施設の災害による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統



イ 調査、報告事項及び様式

「商工業関係被害状況等報告書」（様式27号）及び「観光施設被害状況等報告書」（様式28号）に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

ウ 調査の基準（商工業関係）

- (ア) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数を計上せず件数と被害額のみを計上とする。
- (イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、（ ）外書として計上する。
- (ウ) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、協同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

- (オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上する。
- (カ) 被害形状に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。
(例：材木、農産加工品製造品等)
- (キ) 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分し調査する。
- (ク) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」(様式 20 号) の非住家と重複計上される。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、市商工課と相談する（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

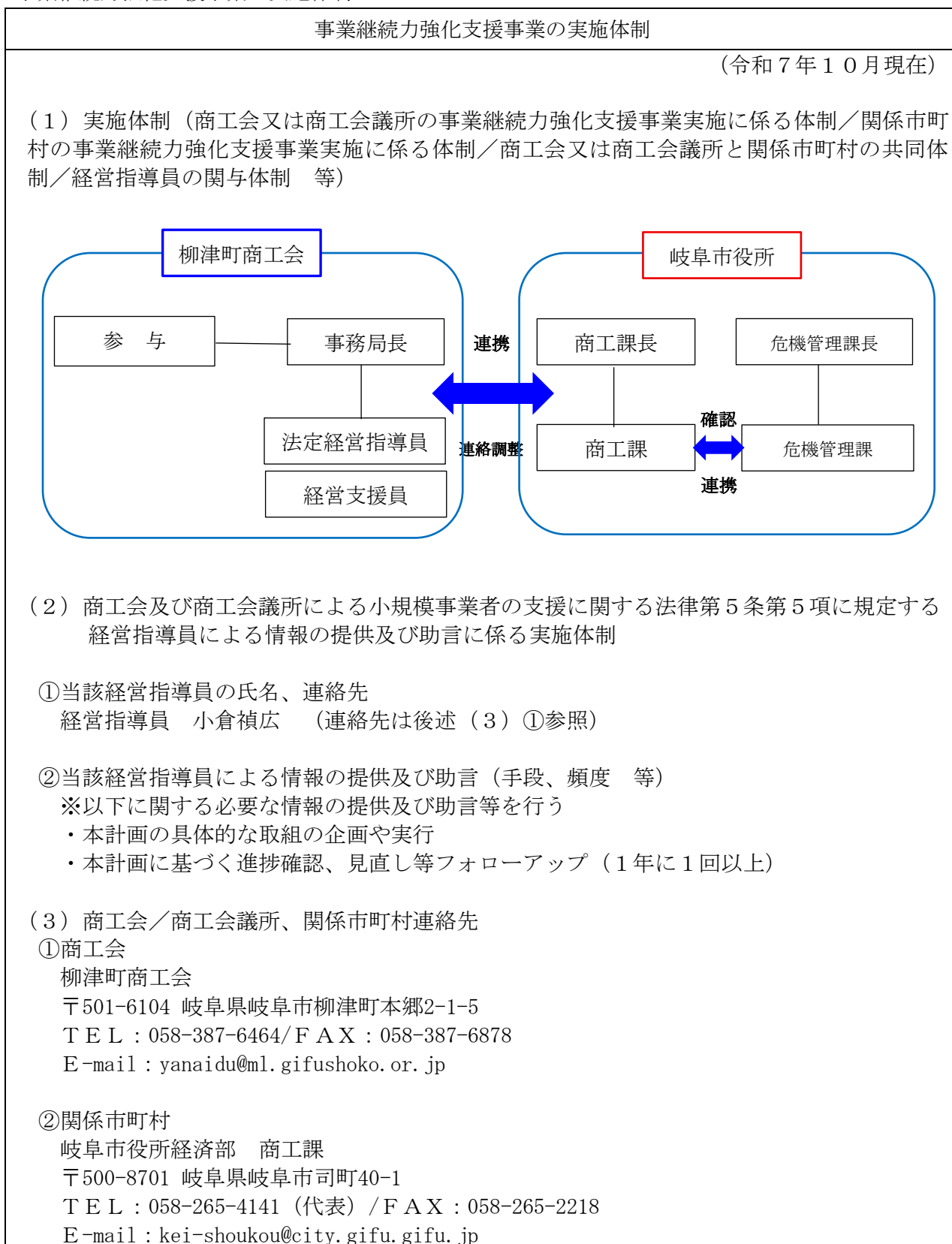
- ①県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	362	362	362	362	362
セミナー開催費	150	150	150	150	150
事業者BCP策定支援 専門家派遣費 @32,000×4社	128	128	128	128	128
事業者BCP実行支援 専門家派遣費 @32,000×2社	64	64	64	64	64
協議会運営費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金・岐阜市補助金・会費収入・事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等